

第66期 定時株主総会招集ご通知

日時

2019年6月26日（水曜日）
午前10時

場所

大阪市阿倍野区松崎町1丁目2番8号
都シティ 大阪天王寺 6階 吉野の間
(旧：天王寺都ホテル)

※末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議案

第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 取締役賞与支給の件
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式
の割当てのための報酬決定の件

議決権行使のお願い

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加
いただくための大切な権利です。ぜひとも議決権を行使してく
ださいようお願い申し上げます。詳細は2頁をご覧ください。

株主総会に
当日ご出席いただく場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

書面（議決権行使書）による
議決権行使の場合



各議案に対する賛否を
表示のうえ投函

目次

第66期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
（提供書面）	
事業報告	15
連結計算書類	38
計算書類	40
監査報告書	42

株主各位

大阪市平野区西脇2丁目3番15号
日本金銭機械株式会社
代表取締役社長 上 東 洋次郎

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

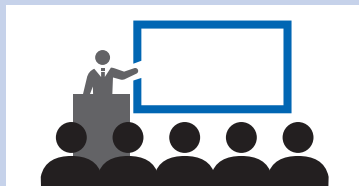
1	日 時	2019年6月26日（水曜日）午前10時
2	場 所	大阪市阿倍野区松崎町1丁目2番8号 都シティ 大阪天王寺（旧：天王寺都ホテル） 6階 吉野の間 （末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3	目的事項	報告事項 1.第66期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2.第66期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 取締役賞与支給の件 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

議決権行使のお願い

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。以下のいずれかの方法により、ぜひとも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

1 株主総会に当日ご出席いただく場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会
開催日時

2019年
6月26日(水)
午前10時

2 書面（議決権行使書）による議決権行使の場合



各議案に対する賛否を
表示のうえ投函

行使期限

2019年
6月25日(火)
午後5時30分
到着

以上

インターネットによる開示について

- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.jcm-hq.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類、会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ① 事業報告（業務の適正を確保するための体制及び運用状況）
 - ② 連結計算書類（連結株主資本等変動計算書、連結注記表）
 - ③ 計算書類（株主資本等変動計算書、個別注記表）
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.jcm-hq.co.jp/>) に掲載させていただきます。

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、改めて社外取締役1名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	取締役会への出席率 (第66期)
1	再任 かみ ひがし こういちろう 上 東 宏一郎	取締役会長	100.0% (18回中18回)
2	再任 かみ ひがし ようじろう 上 東 洋次郎	代表取締役社長	100.0% (18回中18回)
3	再任 たか がき つよし 高 垣 豪	取締役上席執行役員 経営企画本部長	100.0% (18回中18回)
4	再任 よし むら やす ひこ 吉 村 泰 彦	取締役(遊技場向機器事業担当)	100.0% (18回中18回)
5	再任 い うち よし ひろ 井 内 良 洋	取締役上席執行役員 グローバル統轄本部長	100.0% (14回中14回)
6	新任 うえ の みつ ひろ 上 野 光 宏	常勤監査役(社外監査役)	—% (一回中一回)
7	新任 なか たに のり ひと 中 谷 議 人	上席執行役員 生産本部長 兼 第2研究開発本部長	—% (一回中一回)
8	再任 社外 独立役員 よし かわ こう じ 吉 川 興 治	社外取締役	100.0% (18回中18回)

(注) 1. 井内良洋氏は、2018年6月27日の取締役就任以降の状況を記載しております。

2. 上野光宏氏は、監査役として、取締役会に100.0%（18回中18回）出席しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	かみ ひがし こういちろう 上東 宏一郎 (1957年12月15日生) 再任 在任年数(本総会終結時) 32年 取締役会への出席率(第66期) 100.0% (18/18回)	1978年 4月 当社入社 1987年 5月 当社取締役 1991年 6月 当社常務取締役 1994年 6月 当社代表取締役社長 2007年 4月 当社取締役 2007年 6月 当社取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 上東興産株式会社 代表取締役	2,707,246株
取締役候補者とした理由 上東 宏一郎氏は、長年にわたり取締役として経営に参画し、かつ代表取締役社長を務めるなど豊富な経営経験を有し、現在は取締役会長として大所高所からの意思決定と業務執行に対する監督を行っており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。			
候補者と当社との間の特別の利害関係について 上東 宏一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	かみ ひがし ようじろう 上 東 洋次郎 (1959年6月5日生) 再任 在任年数(本総会最終時) 26年 取締役会への出席率(第66期) 100.0%(18/18回)	1984年10月 当社入社 1993年 6月 当社取締役 1995年 5月 当社取締役海外営業部長 2006年 6月 当社取締役執行役員海外統轄本部長 2007年 4月 当社代表取締役社長(現任)	1,458,283株
	取締役候補者とした理由 上東 洋次郎氏は、海外子会社における経営経験を活かし、現在は代表取締役社長としてグローバルに展開する当社グループの経営に対して統率力を発揮して、果敢な経営判断と業務執行に対する監督を行っており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。		
候補者と当社との間の特別の利害関係について 上東 洋次郎氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。			
3	たか がき つよし 高 垣 豪 (1961年9月13日生) 再任 在任年数(本総会最終時) 6年 取締役会への出席率(第66期) 100.0%(18/18回)	1997年 8月 当社入社 2007年 6月 当社執行役員管理本部副本部長 2011年10月 当社上席執行役員人事総務企画本部長 2013年 6月 当社取締役上席執行役員(現任) 2013年12月 当社経営企画本部長(現任)	800株
	取締役候補者とした理由 高垣 豪氏は、入社以来、総務・法務コンプライアンス・人事関連の業務に従事して当社グループの発展を支えた実績があり、また、現在は取締役として当該業務経験に基づく適切な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。		
候補者と当社との間の特別の利害関係について 高垣 豪氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	<p>よし むら やす ひこ 吉村泰彦 (1961年11月26日生)</p> <p>再任</p> <p>在任年数(本総会最終時) 6年 取締役会への出席率(第66期) 100.0%(18/18回)</p>	<p>1996年 8月 サミー工業株式会社(現 サミー株式会社)入社</p> <p>2007年 4月 サミー株式会社執行役員 兼 株式会社サミーシステムズ代表取締役社長</p> <p>2009年 5月 JCMシステムズ株式会社取締役社長</p> <p>2010年 5月 JCMシステムズ株式会社代表取締役社長(現任)</p> <p>2013年 6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) JCMシステムズ株式会社 代表取締役 一般社団法人電子認証システム協議会 代表理事</p>	400株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>吉村泰彦氏は、長年にわたる遊技場向機器事業に関する豊富な経験と実績を有し、現在はJCMシステムズ株式会社代表取締役として遊技場向機器事業を統轄する立場から戦略的な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。</p> <p>候補者と当社との間の特別の利害関係について</p> <p>吉村泰彦氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p>		
5	<p>い うち よし ひろ 井内良洋 (1960年5月21日生)</p> <p>再任</p> <p>在任年数(本総会最終時) 1年 取締役会への出席率(第66期) 100.0%(14/14回) 2018年6月27日就任以降</p>	<p>2004年 3月 当社入社</p> <p>2007年 6月 当社執行役員海外統轄本部副本部長</p> <p>2010年11月 JCM GOLD (H.K.) LTD.代表取締役</p> <p>2016年 6月 当社上席執行役員生産本部担当</p> <p>2018年 6月 当社取締役上席執行役員グローバル統轄本部部長(現任)</p>	7,500株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>井内良洋氏は、入社以来、主に海外での販売活動に従事し、さらに海外における生産を統轄する子会社の代表取締役を経て、現在は取締役としてグローバルな視点に基づき適切な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。</p> <p>候補者と当社との間の特別の利害関係について</p> <p>井内良洋氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
6	<p style="text-align: center;"> <small>うえ の みつ ひろ</small> 上野光宏 (1954年5月28日生) 新任 </p>	<p>1978年 4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行） 入行</p> <p>2000年 5月 同行千里中央支店支店長</p> <p>2003年10月 株式会社近畿大阪銀行執行役員融資部・融資企画部担当</p> <p>2006年 8月 フィッチ・レーティングス・リミテッド ダイレクター</p> <p>2011年 4月 オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド 東京支店パーソナル・バンキング部門ダイレクター</p> <p>2016年 4月 当社顧問</p> <p>2016年 6月 当社常勤監査役（社外監査役）（現任）</p>	一株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>上野光宏氏は、2016年から常勤監査役（社外監査役）として、金融機関等で培われた企業経営に関する豊富な知識と経験を活かして、当社グループに対する有益な助言・提言を行っておりますが、これまでの監査経験に加え、その知見や能力を活かして当社グループのグローバルガバナンスやリスク管理機能の改善・強化が期待できることから、当社取締役として適任であると判断し、同氏を新たに取締役候補者としております。</p> <p>なお、同氏は現在当社の常勤監査役（社外監査役）ですが、本定時株主総会終結の時をもって辞任予定であります。</p>		
<p>候補者と当社との間の特別の利害関係について</p> <p>上野光宏氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
7	<p>な か た に の り ひ と</p> <p>中 谷 議 人</p> <p>(1960年2月20日生)</p> <p>新任</p>	<p>1990年10月 当社入社</p> <p>2007年 6月 当社執行役員 S C M本部副本部長</p> <p>2008年 5月 当社技術本部副本部長</p> <p>2010年11月 JCM CHINA CO.,LTD.代表取締役</p> <p>2015年 6月 当社ものづくり統轄本部生産担当</p> <p>2016年 6月 当社生産本部長 (現任)</p> <p>2017年 6月 当社第2研究開発本部長 (現任)</p> <p>2018年 6月 当社上席執行役員 (現任)</p> <p>J C Mシステムズ株式会社常務取締役 (現任)</p>	6,355株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>中谷議人氏は、入社以来、主に生産関連業務に従事し、さらに海外における生産を統轄する子会社の代表取締役を経て、現在は生産部門と研究開発部門の責任者を務めるなど、担当業務の機能強化を通じて当社グループの発展に貢献した実績と経験を有することから、当社取締役として適任であると判断し、同氏を新たに取締役候補者としております。</p>			
<p>候補者と当社との間の特別の利害関係について</p> <p>中谷議人氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
8	<p>よし かわ こう じ 吉川興治 (1950年2月8日生)</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p> <p>在任年数(本総会終結時) 5年</p> <p>取締役会への出席率(第66期) 100.0%(18/18回)</p>	<p>1978年 4月 検事任官(大阪地方検察庁)</p> <p>2000年 4月 大阪地方検察庁特別捜査部副部長</p> <p>2004年 4月 最高検察庁検事</p> <p>2005年 7月 大阪地方検察庁次席検事</p> <p>2009年 1月 神戸地方検察庁検事正</p> <p>2010年 1月 検事退官</p> <p>2010年 3月 弁護士登録</p> <p>2014年 6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>弁護士(馬場法律事務所)</p> <p>NCS&A株式会社 社外監査役</p>	<p>一株</p>
<p>社外取締役候補者とした理由</p>			
<p>吉川興治氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、米国カジノにおけるゲーミングライセンス対応をはじめ、コンプライアンス重視の経営を行う当社グループに対して、法曹としての豊富な経験と専門知識に基づく客観的かつ適切なアドバイスを行っており、取締役の業務執行に対する監督機能の強化と経営の透明性の更なる向上を目指す当社の社外取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としております。</p>			
<p>独立性について</p>			
<p>当社は、吉川興治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は同取引所が定める独立性基準とは別に、独自の独立性判断基準を策定しておりますが、同氏は当該独立性判断基準を満たしております。</p>			
<p>候補者と当社との間の特別の利害関係について</p>			
<p>吉川興治氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p>			
<p>責任限定契約について</p>			
<p>当社は、吉川興治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。</p>			

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社における社外取締役及び社外監査役（以下、総称して「社外役員」という。）の独立性に関する基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合には、当該社外役員は当社にとって十分な独立性を有するものとみなす。

1. 当社及び当社連結子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者（業務執行取締役、執行役員及び使用人（監査役を除く。）をいう。以下同じ。）又は過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 当社グループを主要な販売先とする者（当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）であって、直近事業年度における取引額が当該グループの年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な販売先（当社グループが製品又はサービスを提供している販売先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益（直近事業年度における、役員報酬以外で、個人の場合は年間5百万円、団体の場合は12百万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。）を受けている法律専門家、会計専門家、コンサルタント又は顧問（当該財産上の利益を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
5. 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
6. 当社から一定額（過去3事業年度の平均で年間10百万円）を超える寄付又は助成を受けている者（当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
7. 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（直近事業年度末における借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関）又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
8. 当社グループの主要株主（直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有する者）又は当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者
9. 社外役員の相互就任関係（当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係）となる他の会社の業務執行者
10. 過去5年間に於いて、上記2から9に該当していた者
11. 上記1から10に該当する者（重要な地位にある者（取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに法律事務所に所属する者のうち弁護士、監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員その他同等の重要性を有すると客観的・合理的に判断される者）に限る。）の配偶者及び二親等内の親族
12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じ得るなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

なお、上記2から11までのいずれかに該当する者であっても、当該人物が会社法上の社外役員の要件を充足しており、当社が独立性を有する社外役員として相応しいと判断する場合は、判断する理由を示した上で、例外的に独立性を有する社外役員候補者とする場合がある。

以上

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役上野光宏氏は、本定時株主総会の終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
寺岡路正 (1960年5月17日生) 新任	1980年6月 当社入社 2006年6月 当社執行役員管理本部副本部長 2007年6月 当社上席執行役員管理本部長 2014年6月 JCMシステムズ株式会社常務取締役 2017年6月 当社上席執行役員(現任) 経営企画本部国内関連事業統轄部長 2018年6月 当社リスク管理統轄兼内部監査担当(現任)	42,418株

監査役候補者とした理由

寺岡路正氏は、入社以来、財務・経理を中心とした管理業務に長年にわたって従事し、当該業務に関する豊富な経験と実績を有しており、現在は、リスク管理や内部監査業務の責任者を務めるなど、当社グループ全体の業務内容にも精通していることから、当社監査役として適任であると判断し、同氏を新たに監査役候補者としております。

候補者と当社との間の特別の利害関係について

寺岡路正氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

第3号議案 取締役賞与支給の件

当期の業績、従来支給した取締役賞与の額等を総合的に勘案し、当期末時点の取締役（社外取締役を除く。）6名に対し総額18百万円の取締役賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一願いたしたいと存じます。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年6月27日開催の第54期定時株主総会において、月額200万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、また、上記報酬枠とは別枠で、2015年6月25日開催の第62期定時株主総会において、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬額を年額700万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象に、株価上昇及び企業価値の向上への貢献意欲を従来以上に高めるためのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有する仕組みとして、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入いたしたいと存じます。

つきましては、現行の取締役の報酬とは別枠で、対象取締役に対して譲渡制限付株式を割り当てるための金銭報酬債権の総額を、現行の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権と同じく年額700万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として設定いたしたいと存じます。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

また、対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなり、本制度により当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する。）といたします。

その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利にならない範囲で取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

なお、本議案が承認可決されることを条件に、現行の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬額の定め及び当該ストックオプション制度を廃止し、今後、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の割当ては行わないこととします。

現在の取締役の員数は8名ですが、第1号議案「取締役8名選任の件」が承認可決されました場合、対象取締役は、社外取締役を除く7名となります。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、割当てを受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれをも喪失した場合には、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれをも喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当期の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、主要国間の貿易摩擦や英国のEU離脱問題に対する先行きが懸念されましたが、米国では良好な雇用・所得環境を下支えに個人消費が拡大するなど堅調に推移し、欧州では全体として緩やかな回復基調をたどりました。また、国内経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景にした個人消費の持ち直しにより、緩やかな回復が持続いたしました。

当社グループを取り巻く経営環境は、主力のゲーミング市場では、米国での減税施策の相乗効果としての設備投資の活性化に加え、ドイツでのゲーム機に関する基準改定（仕様変更）に伴う駆け込み需要などにより、北米・欧州地域ともに好調に推移いたしました。一方、コマーシャル（金融・流通・交通等）市場では、日本国内においては安定的な需要がみられたものの、中国を含むアジア地域では、特に流通分野を中心に新たな代金決済システムの台頭により需要の多様化がみられました。また、日本国内を対象とする遊技場向機器市場では、業界における遊技人口の縮小や規制強化の影響に伴い、顧客であるパチンコホールにおいて設備投資を抑制する動きが続きました。

このような状況において、当社グループでは、ゲーミング市場向けには、主力製品である紙幣識別機ユニット及びプリンターユニットの更なる拡販に注力したほか、カジノホール向け次世代システム機器の積極的な販売活動に努めました。コマーシャル市場向けには、現金による決済ニーズが旺盛な公共施設等に向けた高付加価値製品の開発、市場投入を積極的に行いました。また、遊技場向機器市場については、市場規模の縮小が続く厳しい状況下において、前期より推進する事業再構築プランの効果を活かして収益性の改善を図ってまいりました。

以上の取り組みの結果、当期の売上高は、31,270百万円（前期比4.7%増）となり、利益面では、営業利益は1,973百万円（前期比43.8%増）、経常利益は、外貨建資産に係る為替時価換算差益の計上などもあり、2,265百万円（前期比96.7%増）となりました。また、当社グループが保有する商標権の減損損失を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は1,288百万円（前期比39.4%増）となりました。

なお、当期の平均為替レートは、米ドル110.37円（前期112.05円）、ユーロは130.05円（前期127.24円）で推移いたしました。また、決算期末の時価評価に適用する期末日為替レートは、米ドル111.01円（前期末106.31円）でありました。

(ご参考)

売上高

第65期	前期比	第66期
29,860百万円	4.7%増	31,270百万円

営業利益

第65期	前期比	第66期
1,372百万円	43.8%増	1,973百万円

経常利益

第65期	前期比	第66期
1,152百万円	96.7%増	2,265百万円

親会社株主に帰属する当期純利益

第65期	前期比	第66期
924百万円	39.4%増	1,288百万円

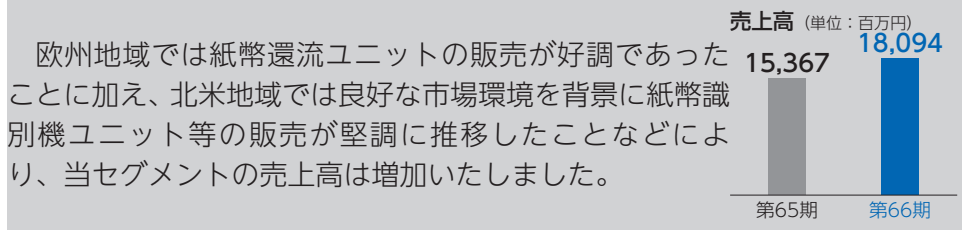
セグメント別の売上高の状況については、以下のとおりであります。

区分	第65期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	第66期(当期) 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	前期比増減額	同増減率
グローバルゲーミング	15,367 百万円	18,094 百万円	2,727 百万円	17.7 %
海外コマーシャル	3,797	3,371	△426	△11.2
国内コマーシャル	2,664	2,668	4	0.2
遊技場向機器	8,031	7,136	△895	△11.1
合計	29,860	31,270	1,409	4.7

(注) △は減少を示しております。

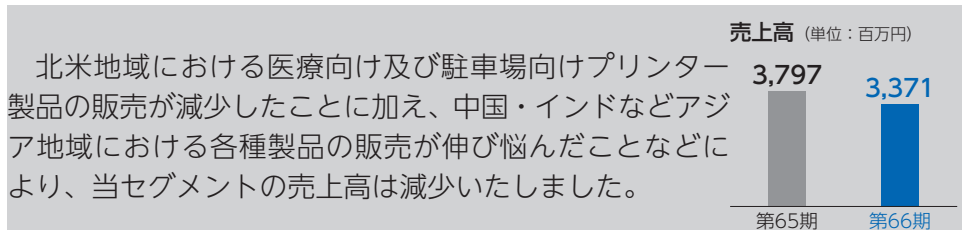
グローバルゲーミング

売上高
18,094百万円
前期比17.7%増



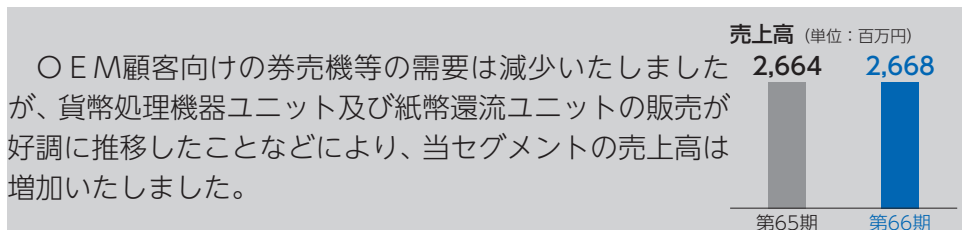
海外コマーシャル

売上高
3,371百万円
前期比11.2%減



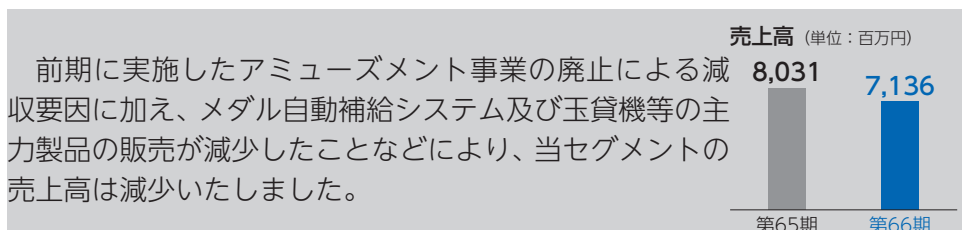
国内コマーシャル

売上高
2,668百万円
前期比0.2%増



遊技場向機器

売上高
7,136百万円
前期比11.1%減



②設備投資の状況

当期の設備投資の総額は、581百万円であります。

その主な内容は、生産用金型329百万円であります。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

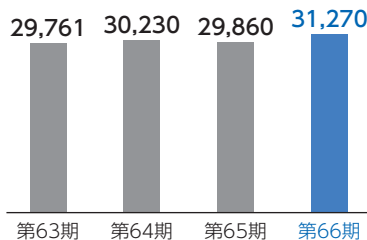
区 分	第63期 2015年4月1日から 2016年3月31日まで	第64期 2016年4月1日から 2017年3月31日まで	第65期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	第66期(当期) 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上高(百万円)	29,761	30,230	29,860	31,270
経常利益(百万円)	1,142	1,533	1,152	2,265
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	357	1,012	924	1,288
1株当たり当期純利益	13円27銭	37円71銭	31円58銭	43円48銭
総資産(百万円)	40,428	39,755	40,377	39,668
純資産(百万円)	29,252	28,937	32,874	32,893

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当期の期首から適用しており、前期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

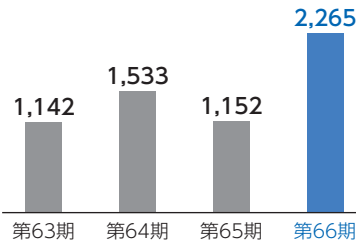
売上高

(単位：百万円)



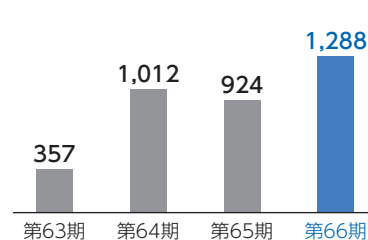
経常利益

(単位：百万円)



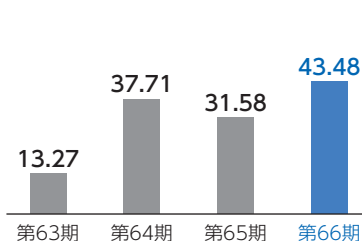
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



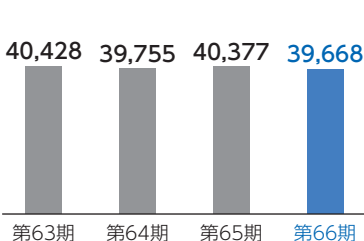
1株当たり当期純利益

(単位：円)



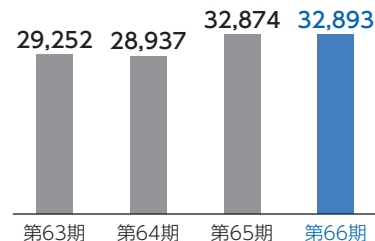
総資産

(単位：百万円)



純資産

(単位：百万円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
JCMシステムズ株式会社	100,000 千円	100.0 %	遊技場向機器等の販売、設置工事、保守
JCMメイホウ株式会社	50,000 千円	(100.0)	遊技機等の販売
JCM AMERICAN CORP.	7,200 千米ドル	100.0	貨幣処理機器等の販売
JCM INNOVATION CORP.	1 千米ドル	(100.0)	傘下グループの事業管理
FUTURELOGIC GROUP, LLC.	—	(100.0)	プリンターユニットの製造・販売事業の管理
JCM EUROPE GMBH.	1,650 千ユーロ	100.0	貨幣処理機器等の販売
JCM EUROPE (UK) LTD.	127 千ポンド	(100.0)	貨幣処理機器等の販売 プリンターユニットの販売・修理
JCM GOLD (H.K.) LTD.	17,500 千香港ドル	100.0	貨幣処理機器等の製造
SHAFTY CO.,LTD.	7,500 千香港ドル	100.0	関係会社への不動産の賃貸
JCM CHINA CO.,LTD.	500 千人民元	(100.0)	貨幣処理機器等の製造・販売支援
J-CASH MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.	5,000 千タイバーツ	100.0	ソフトウェアの開発

(注) 1. 当期末における当社の連結子会社は上記を含む14社であります。

2. 当社の議決権比率欄の()内は、当社子会社による間接所有であります。

3. FUTURELOGIC GROUP, LLC.の資本金については、当該会社が米国法上のLimited Liability Companyであり、資本金の概念と正確に一致するものがないことから記載しておりません。

③その他

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

中長期的な事業環境につきましては、米国の通商・外交政策の動向や英国のEU離脱問題、中国経済の先行きなど、様々な不確定要因により、世界経済は不透明な状況が続くものと思われま。また、日本経済は、底堅い内需に支えられて緩やかな回復が続くことが期待されますが、消費税の増税や世界の政治・経済情勢の変動に伴う影響により、景気が腰折れする可能性が懸念されます。

次期における当社グループを取り巻く事業環境については、ゲーミング市場では、当期におけるドイツでの駆け込み需要の反動減が見込まれるとともに、米国での設備投資の活況は沈静化の方向に進むものと予想されます。国内外のコマーシャル市場では、現金処理機器の将来的な成長の余地が多く見られる国や地域、事業分野が存在する一方で、キャッシュレス決済を含む代金決済手段の多様化の動きも存在いたします。また、遊技場向機器市場では、様々な国家的イベントの開催を控えて遊技機の入替えを自粛する動きもあり、需要の動向を把握することが難しく、不透明な状況が見込まれます。

このような事業環境の変化を踏まえ、グローバルゲーミングセグメントでは既存製品や新規商材に加え、カジノ向けシステム製品等の販売拡大に取り組み、更なる需要の掘り起こしに努めてまいります。また、コマーシャルセグメントでは、海外全域において次期以降の受注獲得に向けた新製品の販売を促進するとともに、キャッシュレス決済と親和性が高いソリューションの研究や、中高級レンジの製品に対するニーズが高い欧州地域やアジア地域向けに積極的な先行開発投資を行い、新規市場の開拓に取り組んでまいります。一方、遊技場向機器セグメントでは、多方面にわたる法規制の動向及び市場ニーズに見合う製品やサービスの投入により、収益の確保に努めてまいります。

さらに、当社グループでは、長期的な構想として数年後に予定されている日本IR（統合型リゾート）や日本紙幣の刷新等への対応を進める一方で、近年の技術革新・市場構造の変化に対応したマーケティング機能及び技術開発力の強化に取り組むことにより、時代の変化に適應できる事業基盤づくりを行ってまいります。

これらの新たな市場、分野への進出に当たっては、新しい需要の創出、喚起も視野に入れた製品開発力の強化も重要なテーマであり、次期においては、開発経費の先行的支出を含めて積極的な対応を進めていく一方で、グローバルガバナンス体制の強化により国内外のグループ会社の経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）の管理と最適配置、配分による効率的な事業運営にも努めてまいります。

また、当社グループは、2017年11月13日に発表した2020年度（2021年3月期）を最終年度とする「中期経営計画」ローリングプラン（Ⅲ）について見直しを行い、2021年度（2022年3月期）を最終年度とする「新中期経営計画」ローリングプラン（Ⅳ）として策定し、本年5月14日に公表いたしました。

具体的な数値は以下のとおりであります。

区 分	2019年度 (2020年3月期)	2020年度 (2021年3月期)	2021年度 (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)	28,500	29,700	32,300
営 業 利 益 (百万円)	1,000	1,150	1,950
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百万円)	700	800	1,350

計画初年度である2019年度は、前述のグローバルゲーミングセグメントでの駆け込み需要の反動減や新製品の先行開発投資の影響により、短期的には収益力が低下するものと見込んでおりますが、次期以降の3年間では、当期に市場投入したコマーシャル事業向け新商材の拡販を最重要課題として位置づけ、最終年度の目標値達成に努めるとともに、2022年度以降に効果の発現を計画する新製品の開発を急ぎ、業績向上に貢献できるよう取り組んでまいります。また、財務面でも固定費の削減や棚卸資産の圧縮等に注力することにより、本ローリングプランの最終年度の目標値を前倒しで達成できるよう、グループの総力を挙げて取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの将来の事業展開に備えた中長期的な取組みに対し引き続きご理解ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

主要製品	製品細目等	用途等
貨幣処理機器 ※該当セグメント ・グローバル ・ゲーミング ・海外コマース ・国内コマース	紙幣識別機ユニット	ゲーム機、自動販売機等の紙幣受取部として使用されます。
	紙幣還流ユニット	紙幣の受取りと払出しを行い、受取った紙幣を一時保管した後、釣銭等として払い出す（還流）ことが可能な装置であり、ATM端末等で使用されます。
	プリンターユニット	主にカジノのスロットマシンに搭載するプリンターとして使用されます。
	自動納金機	異金種が混在している貨幣の金種を選別し、枚数を計数した上で保管する装置で、タクシー営業所等で使用されます。
	入出金機・釣銭機	スーパーマーケット等、来店客との金銭授受の頻度が高く、また、金銭管理の正確化・効率化を必要とする場所で使用されます。
	紙幣鑑別機	金融機関の外国為替窓口等で紙幣の真偽鑑別手段として使用されます。
	OEM端末機	他社に対してOEM供給する製品であります。
外貨両替機	主に訪日外国人旅行者向けに、日本円と複数の外貨との双方向の両替を1台で行う製品であり、金融機関、宿泊施設等で使用されます。	
遊技場向機器 ※該当セグメント ・遊技場向機器	メダル自動補給システム	パチンコ店のパチスロ機等に不足するメダルを補給し、また、オーバーフローしたメダルを自動的に回収、洗浄する装置であります。
	iクリアシステム	パチンコ店にて玉及びメダル貸出しに係る総合的な管理を行うほか、第三者機関を通じて透明性の高い健全な玉・メダルの貸出しを実現する、電子認証システム協議会のシステムであります。
	景品POSシステム	パチンコ店のカウンターに設置され、遊技客が獲得した玉及びメダルの景品交換と、景品在庫を管理するシステムであります。
	パチスロ機・パチンコ機	パチンコ店において遊技機として使用されます。
	貨幣払出機	景品交換所において、金額に応じた貨幣を払い出す目的で使用されます。
	環境関連機器	パチンコ店等で空気清浄用に使用されます。

(注) 各事業セグメントにおいて取り扱う製品の多くが重複していることから、本表については従来どおり主要製品ごとに表記を行っております。なお、該当セグメントは各主要製品を取り扱う事業セグメントを表しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

会社名	名称	所在地
日本金銭機械株式会社 (当社)	本社	大阪市平野区
	東京本社	東京都中央区
	長浜工場	滋賀県長浜市
JCMシステムズ株式会社	本社	東京都中央区
JCMメイホウ株式会社	本社	東京都台東区
JCM AMERICAN CORP.	本社	米国 ネバダ州
JCM INNOVATION CORP.	本社	米国 ネバダ州
FUTURELOGIC GROUP, LLC.	本社	米国 ネバダ州
JCM EUROPE GMBH.	本社	ドイツ デュッセルドルフ市
JCM EUROPE (UK) LTD.	本社	英国 ミルトンキーネズ市
JCM GOLD (H.K.) LTD.	本社	香港
SHAFTY CO.,LTD.	本社	香港
JCM CHINA CO.,LTD.	本社	中国 広東省
J-CASH MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.	本社	タイ バンコク市

(注) JCMシステムズ株式会社の登記上の本店は大阪市平野区であります。

(7) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
622 名	50 名減

(注) 1. 上記には準社員143名は含んでおりません。
2. 事業のセグメント別に従業員数を区分することは困難なため区分しておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
263 名	7 名減	43.8 歳	15.6 年

(注) 上記には派遣出向社員83名及び準社員64名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- | | |
|-------------|--------------|
| ①発行可能株式総数 | 118,000,000株 |
| ②発行済株式の総数 | 29,662,851株 |
| ③株主数 | 18,729名 |
| ④大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
上東興産株式会社	4,661,713 株	15.73 %
上東 宏一郎	2,707,246	9.13
上東 洋次郎	1,458,283	4.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	726,200	2.45
上東 好子	638,600	2.15
株式会社りそな銀行	563,343	1.90
株式会社三井住友銀行	503,724	1.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	472,100	1.59
トーターエンジニアリング株式会社	432,474	1.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	431,400	1.46

(注) 持株比率は自己株式21,155株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

② 当期中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2015年6月25日開催の第62期定時株主総会において、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権の発行を決議いただき、同年8月開催の取締役会にて、取締役5名に対し、中期（第63期（2016年3月期）～第65期（2018年3月期））経営計画ローリングプラン（Ⅱ）（2015年5月策定）に定める業績目標の到達度合いに応じて権利行使できる新株予約権の量が確定する内容の行使条件を定めた新株予約権を発行していましたが、上記中期経営計画の業績目標の達成に至らなかったことから、2018年6月をもって当該新株予約権は消滅しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	上 東 宏一郎	上東興産株式会社 代表取締役
代表取締役社長	上 東 洋次郎	
常務取締役	牧 比佐史	社長補佐
取締役	高 垣 豪	上席執行役員 経営企画本部長
取締役	吉 村 泰 彦	JCMシステムズ株式会社 代表取締役 一般社団法人電子認証システム協議会 代表理事
取締役	井 内 良 洋	上席執行役員 グローバル統轄本部長
取締役(社外取締役)	ブライアン・アンドリュースミス	在日カナダ商工会議所バンクーバー 特別代表
取締役(社外取締役)	吉 川 興 治	弁護士(馬場法律事務所) NCS&A株式会社 社外監査役
常勤監査役(社外監査役)	上 野 光 宏	
常勤監査役	山 澤 茂	
監査役(社外監査役)	小 泉 英 之	公認会計士(小泉公認会計士事務所代表)
監査役(社外監査役)	森 本 宏	弁護士(弁護士法人北浜法律事務所代表社員・北浜法律事務所グループCEO) 株式会社千趣会 社外監査役 岩井コスモ証券株式会社 社外監査役 ダイビル株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 プライアン・アンドリュウ・スミス及び吉川興治の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 常勤監査役 上野光宏、監査役 小泉英之及び森本 宏の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役 小泉英之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、取締役 プライアン・アンドリュウ・スミス、吉川興治、常勤監査役 上野光宏及び監査役 小泉英之の4氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は10名で構成されており、取締役を兼務していない執行役員は次の8名であります。

氏名	主要な担当業務
寺 岡 路 正	上席執行役員 リスク管理統轄 兼 内部監査担当
中 尾 晴 昭	上席執行役員 MRXプロジェクト担当 JCM EUROPE GMBH.代表取締役
中 谷 議 人	上席執行役員 生産本部長 兼 第2 研究開発本部長 JCMシステムズ株式会社常務取締役
今 井 崇 智	上席執行役員 JCM AMERICAN CORP.代表取締役 兼 経営企画本部副本部長
岩 井 一 郎	執行役員 品質本部長
長谷川 誠	執行役員 営業本部長
武 田 敬 之	執行役員 JCM AMERICAN CORP.取締役
四 方 賢	執行役員 経営企画本部副本部長

②当期中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
伊 澤 輝	2018年6月27日	任期満了	常務取締役 グローバルオペレーション本部、開発本部統轄 JCM AMERICAN CORP.代表取締役 JCM INNOVATION CORP.代表取締役
中 村 泰 三	2018年6月27日	辞 任	常勤監査役

③取締役及び監査役の報酬等

当期に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	業績変動報酬
				賞与
取締役 (うち社外取締役)	9名 (2)	169百万円 (10)	151百万円 (10)	18百万円 (一)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	39 (28)	39 (28)	— (一)
合計 (うち社外役員)	14 (5)	209 (39)	191 (39)	18 (一)

- (注) 1. 上記には、2018年6月27日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第54期定時株主総会において月額200万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、2015年6月25日開催の第62期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額700万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第54期定時株主総会において月額800万円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の総額には、2019年6月26日開催の第66期定時株主総会において付議いたします取締役6名（社外取締役を除く。）に対する賞与支給予定額180万円が含まれております。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 社外取締役 吉川興治氏は、弁護士（馬場法律事務所）であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。また、同氏は、NCS&A株式会社の社外監査役を兼務しており、当社は同社に対し、社内コンピューターシステムの保守管理業務を委託しております。
- 社外監査役 小泉英之氏は、公認会計士（小泉公認会計士事務所代表）であります。当社と同事務所の間には特別な関係はありません。

- ・社外監査役 森本 宏氏は、弁護士（弁護士法人北浜法律事務所代表社員・北浜法律事務所グループCEO）であり、当社は同法人と顧問契約を締結しております。また、同氏は、株式会社千趣会、岩井コスモ証券株式会社及びダイビル株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と各社との間には特別な関係はありません。

□. 当期における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

氏名等	取締役会		監査役会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 ブライアン・アンドリュー・スミス	18回中18回	100.0 %	—	— %
社外取締役 吉川 興治	18回中18回	100.0	—	—
社外監査役 上野 光宏	18回中18回	100.0	16回中16回	100.0
社外監査役 小泉 英之	18回中18回	100.0	16回中16回	100.0
社外監査役 森本 宏	18回中18回	100.0	16回中16回	100.0

b. 取締役会又は監査役会における発言状況

- ・社外取締役 ブライアン・アンドリュー・スミス氏は、豊富な国際経験と過去の経営者としての専門的な知見に基づいて、必要に応じて客観的かつ適切な助言・提言を行っております。
- ・社外取締役 吉川興治氏は、検察官及び弁護士として長年培ってきた高度な専門的知識に基づいて、必要に応じて客観的かつ適切な助言・提言を行っております。
- ・社外監査役 上野光宏氏は、金融機関等における豊富な国際経験と様々な事業リスクに関する幅広い知識と対応経験に基づいて、公正・中立な意見の表明を行い、意思決定の妥当性、取締役の業務執行等の適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・社外監査役 小泉英之氏は、公認会計士としての専門的見地から、公正・中立な意見の表明を行い、意思決定の妥当性、企業経営の健全性を確保するための助言・提言を行っております。

- ・社外監査役 森本 宏氏は、弁護士としての専門的見地から、公正・中立な意見の表明を行い、意思決定の妥当性、取締役の業務執行等の適法性を確保するための助言・提言を行っております。

八. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

①名称 E Y新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49

- (注) 1. JCM AMERICAN CORP.、JCM EUROPE GMBH.、JCM GOLD (H.K.) LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、及び報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥会計監査人が過去2年間に業務の停止処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、利益還元に関する基本方針として、成長戦略の実現による利益の拡大を通じた配当額の増加と、株主の皆様への利益還元である配当の安定的な実施という両面を勘案して、連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮して決定することとしております。

当期の期末配当金につきましては、普通配当を期初の予想どおり1株当たり8.5円とするとともに、2018年9月に当社が株式公開から25周年を迎えたことを記念して1株当たり3円の記念配当を加え、1株当たり11.5円（中間配当金と合わせて年間20円）といたしました。これにより当期の連結配当性向は46.0%、純資産配当率は1.8%となります。

内部留保金につきましては、自己株式取得などの株主還元策への支出を継続して検討するとともに、今後の事業展開に有益な業務・資本提携やM&Aなどの戦略的投資、新規市場開拓に必要な人材・研究開発投資など、将来に向けた成長確保のための費用として有効に活用してまいります。

(6) 会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当該企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は株式の大量買付けであっても、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものであります。

しかし、株式の大量買付行為の中には、特定の分野の事業や資産、技術、ノウハウのみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループの企業価値の源泉は、永年にわたって培ってきた紙幣の鑑識別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と安定的な財務基盤を背景に、将来を見越した基礎研究や技術開発の実践を通じて、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器等の開発・製造・販売を進めることにあります。

このような当社の企業価値の源泉を理解せず、当該企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買収に対しては、当社は必要かつ相当な対応策を講じることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、創業以来培ってきた紙幣の鑑識別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と安定的な財務基盤を背景に、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器等の開発・製造・販売を進めるなど、グループとして特徴ある事業展開を行っております。

当社はこれら特徴ある事業を通じて経済、社会の発展に貢献するとともに、時代のニーズに応じた社会環境やセキュリティ体制作りに寄与しており、今後も高品質・高性能の当社製品が市場で広く認知され、各分野に浸透していくことを目指す所存であります。

また、株主の皆様への利益還元につきましては、連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮して決定することを方針として掲げており、今後も当該方針に従った利益還元を実施してまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2017年6月28日開催の第64期定時株主総会において、現在の当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」という。）につき株主の皆様のご承認をいただいております。その具体的内容は次のとおりであります。

- イ. 当社株式の保有割合が20%以上となる買付行為を行う買付者等に対し、当該買付け等の実施前に意向表明書を、また、意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様のご判断や当社取締役会の意見形成等に必要な情報提供を求めます。
- ロ. 当社取締役会は、提供された情報の評価・検討、買付者等との交渉等あるいは当該買付け等に対する意見形成や代替案の策定等を行うための時間的猶予として、内容に応じて60日又は90日の評価期間を設定する。
- ハ. 当社取締役会は、上記評価期間内において買付内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉を行い、株主の皆様にご代替案の提示を行う。評価期間内に本プランの発動又は不発動の決定に至らない場合は最大30日間（初日不算入）評価期間を延長できる。
- ニ. 当社取締役会は、その判断の客観性・合理性を担保するため特別委員会を設置し、その勧告を最大限尊重して、最終的な決定を下す。特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、可能な限り最短の期間で株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案を付議する。

ホ. 本プランが発動された場合、新株予約権の無償割当ての方法をとり、当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有株式1株につき1個以上の割合で、本新株予約権を割当てる。

ハ. 新株予約権割当て後、当社は特定大量保有者等、非適格者以外の者の有する未行使の新株予約権を全て取得し、これと引換えに本新株予約権1個に当社普通株式1株を交付する。

④上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保しようとするものであり、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものではありません。

また、本プランは、i. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足すること、ii. 株主意思を重視するものであること（有効期間は2020年3月期に係る定時株主総会の終結の時まででありませんが、有効期間満了前であっても株主の皆様意向により廃止が可能であること）、iii. 合理的かつ客観的な発動事由が設定されていること、iv. 特別委員会を設置していること、v. デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないことから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

事業報告の表示について

本事業報告の金額、比率及び株式数の表示方法は、次のとおりであります。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 売上高及び利益の増減率、当社の重要な子会社に対する議決権比率、従業員の平均年齢及び平均勤続年数並びに取締役及び監査役の実任取締役会及び監査役会への出席率は、四捨五入により小数点第1位まで、大株主の持株比率は四捨五入により小数点第2位まで表示しております。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	27,691,493
現金及び預金	11,368,448
受取手形及び売掛金	5,671,424
有価証券	89,989
商品及び製品	6,871,725
仕掛品	530,480
原材料及び貯蔵品	2,676,525
その他の流動資産	647,191
貸倒引当金	△164,292
固定資産	11,976,847
有形固定資産	5,009,214
建物及び構築物	1,790,601
機械装置及び運搬具	149,157
土地	1,788,950
リース資産	5,365
その他の有形固定資産	1,275,140
無形固定資産	4,777,854
のれん	1,811,880
技術資産	212,754
顧客関連資産	2,666,016
ソフトウェア	77,588
その他の無形固定資産	9,614
投資その他の資産	2,189,778
投資有価証券	996,266
退職給付に係る資産	535,261
繰延税金資産	356,849
その他の投資等	359,362
貸倒引当金	△57,961
資産合計	39,668,340

科目	金額
負債の部	
流動負債	6,255,980
支払手形及び買掛金	2,985,684
リース債務	5,671
未払法人税等	658,329
賞与引当金	402,966
役員賞与引当金	18,000
その他の流動負債	2,185,328
固定負債	518,990
リース債務	4,776
繰延税金負債	319,705
その他の固定負債	194,508
負債合計	6,774,971
純資産の部	
株主資本	33,256,978
資本金	2,216,945
資本剰余金	2,759,065
利益剰余金	28,300,111
自己株式	△19,143
その他の包括利益累計額	△363,609
その他の有価証券	263,162
評価差額金	
為替換算調整勘定	△626,771
純資産合計	32,893,369
負債・純資産合計	39,668,340

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		31,270,263
売上原価		19,054,099
売上総利益		12,216,163
割賦販売未実現利益戻入額		47,504
割賦販売未実現利益繰入額		8,308
差引売上総利益		12,255,358
販売費及び一般管理費		10,281,624
営業利益		1,973,734
営業外収益		
受取利息	10,594	
受取配当金	27,962	
為替差益	184,025	
その他	75,064	297,647
営業外費用		
支払利息	4,599	
その他	1,232	5,831
経常利益		2,265,550
特別利益		
固定資産売却益	975	
投資有価証券売却益	11,778	
新株予約権戻入益	13,984	26,737
特別損失		
固定資産除却損失	3,947	
減損	366,079	
その他	2,660	372,686
税金等調整前当期純利益		1,919,601
法人税、住民税及び事業税	638,494	
法人税等調整額	△7,659	630,834
当期純利益		1,288,766
親会社株主に帰属する当期純利益		1,288,766

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	14,049,981
現金及び預金	7,861,676
受取手形	350,281
売掛金	2,381,652
商品及び製品	712,363
仕掛品	527,046
原材料及び貯蔵品	751,349
前払費用	74,912
未収入金	165,751
関係会社短期貸付金	1,232,211
その他の流動資産	51,157
貸倒引当金	△58,419
固定資産	9,042,964
有形固定資産	4,166,433
建物	1,475,492
構築物	16,612
機械及び装置	16,011
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	1,203,073
リース資産	5,365
土地	1,449,868
建設仮勘定	9
無形固定資産	56,622
ソフトウェア	47,282
ソフトウェア仮勘定	2,734
その他の無形固定資産	6,605
投資その他の資産	4,819,908
投資有価証券	974,362
関係会社株式	1,014,339
出資	4,930
関係会社出資金	606,224
関係会社長期貸付金	1,665,150
長期前払費用	18
会員権	52,310
前払年金費用	526,851
その他の投資等	27,992
貸倒引当金	△52,270
資産合計	23,092,945

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,351,103
支払手形	3,989
買掛金	1,052,086
リース債務	1,363
未払金	751,861
未払法人税等	75,850
未払費用	84,715
前受金	14,593
賞与引当金	315,120
役員賞与引当金	18,000
その他の流動負債	33,522
固定負債	374,311
繰延税金負債	229,636
リース債務	4,317
その他の固定負債	140,357
負債合計	2,725,415
純資産の部	
株主資本	20,117,726
資本金	2,216,945
資本剰余金	2,759,065
資本準備金	2,063,905
その他資本剰余金	695,159
利益剰余金	15,160,859
利益準備金	274,318
その他利益剰余金	14,886,541
別途積立金	13,094,761
繰越利益剰余金	1,791,779
自己株式	△19,143
評価・換算差額等	249,802
その他有価証券	249,802
評価差額金	
純資産合計	20,367,529
負債・純資産合計	23,092,945

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
商品及び製品売上高	6,029,596	
役員受取	3,348,655	9,378,252
売上原価		5,282,618
売上総利益		4,095,633
販売費及び一般管理費		4,071,898
営業利益		23,734
営業外収益		
受取利息	108,152	
受取配当金	1,354,994	
為替差益	218,237	
業務受託料	230,215	
受取賃貸料	37,634	
雑収入	17,735	1,966,969
営業外費用		
業務受託原価	241,152	
賃貸収入原価	37,634	
雑損失	1	278,788
経常利益		1,711,915
特別利益		
投資有価証券売却益	9,450	
新株予約権戻入益	13,984	23,434
特別損失		
固定資産除却損	3,141	
ゴルフ会員権評価損	40	
貸倒引当金繰入額	2,620	5,801
税引前当期純利益		1,729,548
法人税、住民税及び事業税	100,147	
法人税等調整額	98,988	199,135
当期純利益		1,530,412

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本金銭機械株式会社
取締役会 御中

2019年5月17日

E Y 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松村 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗原 裕幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本金銭機械株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本金銭機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本金銭機械株式会社
取締役会 御中

2019年5月17日

E Y 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松村 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗原 裕幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本金銭機械株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月27日

日本金銭機械株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 上野 光宏 ㊟

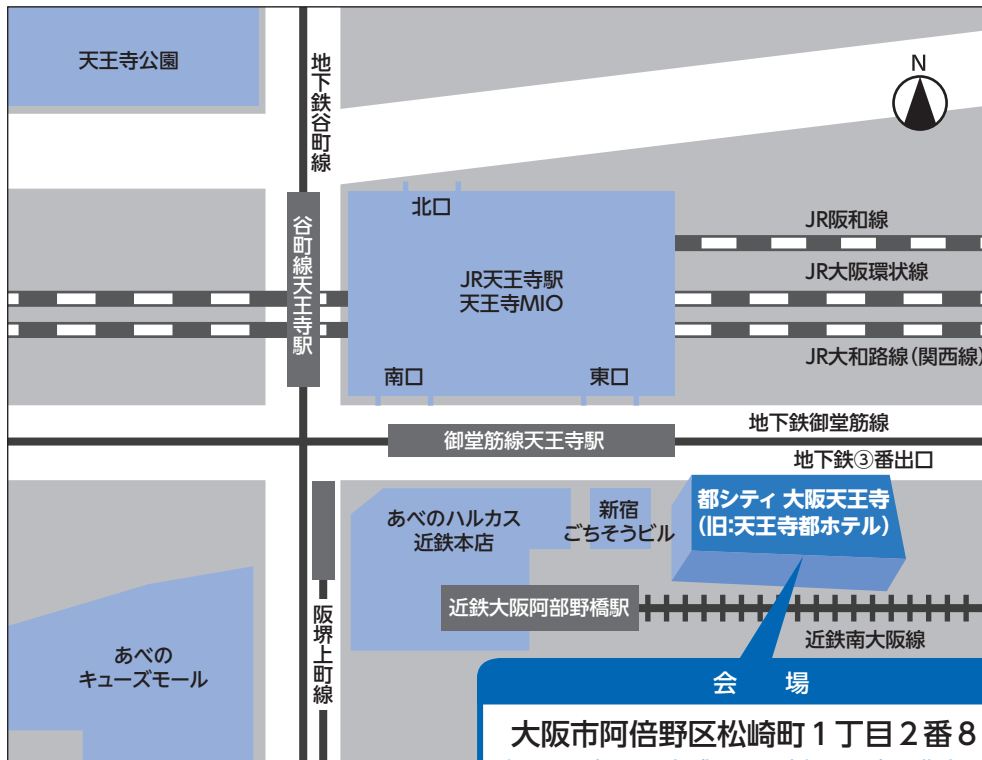
常勤監査役 山澤 茂 ㊟

監査役（社外監査役） 小泉 英之 ㊟

監査役（社外監査役） 森本 宏 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図



会場

大阪市阿倍野区松崎町1丁目2番8号
都シティ大阪天王寺 (旧:天王寺都ホテル) 6階 吉野の間
TEL (06) 6628-3200

交通のご案内

- ▶ JR天王寺駅東口／近鉄大阪阿部野橋駅東口より徒歩約1分
 - ▶ 地下鉄天王寺駅 (御堂筋線・谷町線) ③番出口より徒歩約1分
- ※ホテルには駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日当社の役員及び従業員は、省エネルギーへの取組みの一環として、軽装 (クールビズスタイル) にてご対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

